

奈良県立民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事 設計監理業務委託仕様書

1. 業務名

奈良県立民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事設計監理業務

2. 対象工事名

奈良県立民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替等修理工事

3. 工事場所

奈良県大和郡山市矢田町545番地内

4. 建造物の構造規模等

主屋

- (1) 構造形式 桁行13.9m、梁間9.3m、一部二階建、切妻造、北面庇付、杉皮葺
- (2) 平面積 171.96 m²
- (3) 軒面積 153.5 m²
- (4) 屋根面積 190.0 m²

離座敷

- (1) 構造形式 桁行11.83m、梁間5.76m、二階建、切妻造、四面庇付、杉皮葺
- (2) 平面積 68.51 m²
- (3) 軒面積 89.0 m²
- (4) 屋根面積 113.5 m²

5. 工事の概要

移築復原民家である旧前坊家住宅（奈良県指定有形文化財）の屋根葺替及び部分修理

6. 対象工事予定期間

契約締結日から、令和2年3月27日まで

7. 設計業務内容

(1) 計画準備

業務計画書を作成・提出する。

(2) 入札用設計図書の作成（仕様書、積算書、図面）

- ・本仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。
- ・単価の積算根拠を備考欄に明示する。

- ・打ち合わせ・協議は、受注時及び納品時のほか、必要に応じて随時行う。
- ・成果品は、次表のとおりとする。

表 成果品の内容

成 果 物	規 格	提出部数等	提出期限
設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・概略屋根伏図 ・工事積算書 ・特記仕様書 ・工事工程表 ・その他建築工事に必要な図面 	<ul style="list-style-type: none"> A 3判 同 上 A 4判 同 上 同 上 同 上 	各3部、及び 電子データ 式	令和元年 7月31日

8. 監理業務内容

(1) 業務の運営に関する協議及び協力

工事施工計画並びに施工方法の打合せ、協議

(2) 施工監理及び工事指導

- ・施工者との打合せ、説明、協議
- ・設計図書に基づく施工監理
- ・施工図等の承認
- ・工程管理
- ・工事完成確認のための検査への協力
- ・奈良県地域振興部文化財保存課への手続き関係書類作成への協力

(3) 実績報告書の作成

上記(1)(2)を記録した報告書(3部及び電子データ式)の作成
(提出期限:令和2年3月27日)

9. その他

1.留意事項

文化財の保存修理工事に係る設計監理業務であることを十分認識し、事業の実施過程において文化財の価値を損じることのないよう、万全を期すものとする。

2.公契約条例に関する遵守事項

別添『公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)』を遵守すること。

3.その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。